

R8年4月1日から受付開始

中小企業
個人事業者

働きやすい

職場づくり奨励金

性別・国籍・障害の有無に関わらず
安心・安全・働きやすい職場環境づくりを応援します！

対象事業

- ① トイレ、更衣室、休憩室、授乳室の新設又は改修
- ② バリアフリー化のための改修
(スロープ、手すり、段差解消等)
※①②は、従業員が職場で利用するものに限る。
- ③ 外部講師を招いて実施する職場環境の改善等の研修会
仕事と育児・介護・治療の両立支援研修
コミュニケーション、アンコンシャス・バイアス研修など

奨励金の額

対象経費の
1 / 2

①②・・・上限額 50万円

※1 交付対象者につき1回限り

③・・・上限額 5万円

※1 交付対象者につき1年度1回限り

※予算に達し次第、申請受付を終了します

申請方法・必要書類など

裏面または町ホームページを
確認してね～

<お問い合わせ先>

大泉町役場 経済振興課

TEL: 0276-63-3111

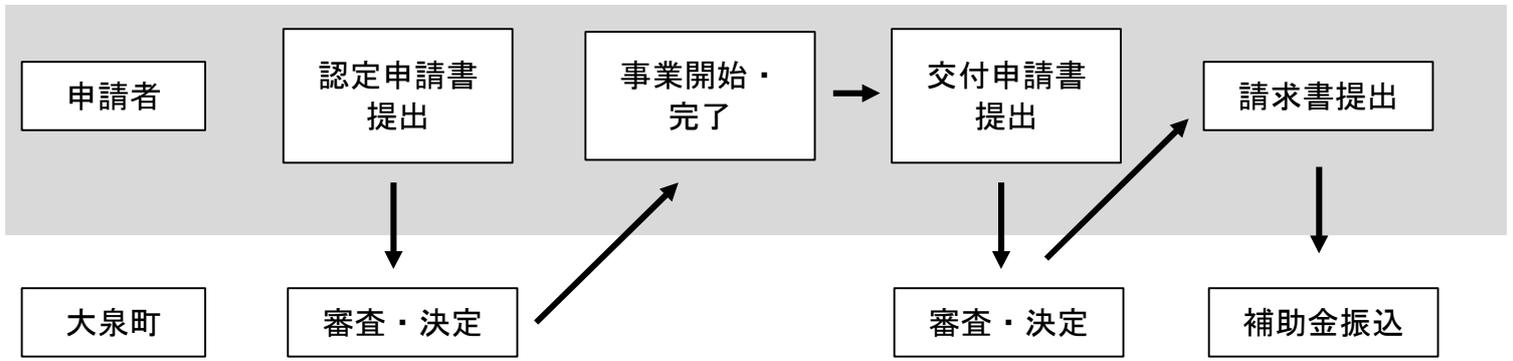
(内線552・553)



町ホームページは
こちら▼



申請方法



申請時チェックリスト

認定申請

<必要書類>

認定申請書（様式第1号）、対象経費一覧表（様式第2号）、事業計画書（様式第3号）

振込先口座が記載された通帳又はキャッシュカードの写し、（個人事業者）事業収入があることを証明する書類

- 申請者は、町内で1年以上事業を営み、常用雇用者の数が2人以上の町内中小企業者。
個人事業者の場合の常用雇用者は、事業主の配偶者及び3親等内の親族は除く。
- 町税の滞納がない。
- 暴力団と関係がない。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する事業を営んでいない。
- 工事・研修等実施前
- 専ら従業員が職場で利用する次のいずれかに該当するものか。
 - トイレ、更衣室、休憩室、授乳室の新設又は改修
 - バリアフリー化のための改修（スロープ、手すり、段差解消等）
 - 外部講師を招いて実施する職場環境の改善又は労働力の確保・雇用の定着を目的とした研修会
- 次の経費を含んでいない。
 - ・人件費（講師謝礼を除く） ・交際費、接待費 ・備品購入費
 - ・個人の住宅部分に係る改修（事業所との区分が明確でないものも含む）
 - ・汎用性があり、対象事業と直接の関連性が認められないもの
 - ・他の公的助成を受けている経費
- 奨励金の金額が対象経費に2分の1を乗じて得た額で上限は以下のとおりになっているか。
 - ・職場環境の改善に関する事業 上限額50万円 ※交付対象者につき1回限り
 - ・意識啓発・教育に関する事業 上限額 5万円 ※1交付対象者につき1年度1回限り
 - ・補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

交付申請

<必要書類>

完了報告書（様式第8号）、交付申請書（様式第9号）、領収書等対象経費の支出を証する書類

対象事業の実施がわかる写真、請求書（様式11号）

- 補助対象事業の認定を受けた日から起算して1年以内若しくは要項失効日の1月前のいずれか早い日までに補助事業を完了しているか。
- 完了の日から起算して1月を経過した日までに完了報告書を提出しているか。